ASBJ

第 550 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(3)-5

日付　2025 年 7 月 3 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	補足文書の文案（SICR に関する判定）

I. 本資料の目的

1. 本資料は、金融資産の減損に関する補足文書について、文案のイメージをお示しするものである。

II. 経緯

2. ステップ 2 の信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）に関する判定について、第 485 回企業会計基準委員会（2022 年 8 月 23 日開催）及び第 185 回金融商品専門委員会（2022 年 8 月 9 日開催）において、我が国における現行の信用リスク管理の実務と親和的な適用イメージを規範性の無い教育文書[1]で示すことをお示しし、特段の異論は聞かれなかった。

3. 第 542 回企業会計基準委員会（2025 年 3 月 4 日開催）及び第 234 回金融商品専門委員会（2025 年 2 月 27 日開催）（以下「第 542 回企業会計基準委員会等」という。）において、ステップ 2 の SICR に関する判定についての補足文書の文案イメージをお示しして審議を行った際に、次の意見が聞かれた。

   (1) 補足文書の文案第 4 項の海外における信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）の評価の実務の記載は有用であると考えるものの、脚注 3 にも記載されている通り、懸念が示されている点もあり、海外の金融機関の実務も直近では変わってきていると認識している。この点、補足文書の内容が実際にはデファクトスタンダードとなる可能性も高いため、補足文書を公表した時点では第 4 項に記載されている実務が見受けられたということ及び金融機関の規模や地域等によって今後も変わる可能性があるということを記載した方がよいと考える。

4. また、ステップ 4 の SICR に関する判定について、第 526 回企業会計基準委員会（2024 年 5 月 22 日開催）及び第 218 回金融商品専門委員会（2024 年 5 月 16 日開催）において、正常先を区分する方法に関して、実務上の適用に有用と考えられる例示を補足文書で提供することを提案し、特段の異論は聞かれなかった。

[1] 2023 年 11 月における「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」の改訂以降、補足文書と呼称している。

5. このため、本資料では、次の補足文書について、文案イメージをお示しする。なお、(1)については、本資料第 3 項に記載の聞かれた意見に対応した他、表現の見直しを合わせて行っている。

   (1) SICR に関する判定（別紙 1（HP では非公表））

   (2) 簡素化された予想信用損失の算定方法における SICR に関する判定（別紙 2（HP では非公表））

6. 具体的な文案イメージは、本資料の次頁以降に記載している。なお、前項(1)については、第 542 回企業会計基準委員会等でお示しした文案イメージからの変更点を修正履歴付きでお示ししている。

III. ASBJ 事務局による提案

7. SICR に関する判定に関する補足文書を別紙 1 及び別紙 2 の文案イメージ（HP では非公表）で作成することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
本資料第 7 項に示した事務局の提案についてご意見を伺いたい。

以　上